

2017 第 14 回大村入管センターとの意見交換会の報告

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

2018 年 3 月 1 0 日

I 概説

2004 年から 14 回目となる当ネットワークと大村入国管理センターとの意見交換会は、2017 年 12 月 12 日に大村市の入国管理センターで開催されました。参加者は、地元長崎、熊本、福岡、山口と愛知、東京計 31 名で、弁護士、難民支援の関係者やこの 1, 2 年以内に面会活動に関わった人も多く参加しました。

(1) 施設内見学

意見交換会に先だち、1 時過ぎから施設内見学を行いました。施設内での移動のしやすさから人数を 20 名としていますが、今回は、ゲストの弁護士と遠方からの難民支援関係者の計 6 名以外は、施設見学未経験者に参加して頂きました。コースは、2 階面会室前から、面会室→レントゲン撮影室→診察室→病室→歯科治療室→カウンセラー室→1 階の運動場→(被收容者) 受け入れ室→2 階の面会室前に戻り、30 分弱の見学を終了しました。従来と違うことは、2 つです。1 つは説明の責任者の服装が従来は制服制帽だったところ、今回は警備官制服とアポロキャップだったことです。被收容者が増えたことと、北朝鮮からの漂流漁民の收容の影響もあるのでしょうか。2 つ目は、従来被收容者の運動時間は実質 1 時間でしたが、5 月から 2 時間 30 分に延長され、移動は職員による「連行」でなく、被收容者が 3 階の居住区から 1 階の運動場に決められた 1 つの階段を使って、2 時間 30 分の間で、出入り「自由」になったことです。これは 6 月から施設全体が禁煙になったことに先行して実施され、元喫煙者へのガス抜きも考えてかとの詮索もありますが、被收容者にとって、被收容という制限がある中ですが自由度が増したことになります。

(2) 意見交換会

意見交換会は、1 時 50 分頃より 2 階の会議室において、総務課長、総務係長、処遇、処遇企画、企画調整の各責任者の参加で行われました。事前に提出していた質問と要望に対して、センター側が口頭で回答する形で進められました。主な特徴は 4 つです。1 つは被收容者の急増と約 10 年ぶりの職員数の増加によりセンターが機能強化に転じたこと。2 つ目は、仮放免の厳しさと悲観した被收容者の自傷行為の増加。3 つ目が、東南アジア国籍者の増加と国別の多様化、中年層の増加と年齢の多様化です。4 つ目は、処遇面での一定の改善です。なお、医療面における処遇で、面会活動時に一部の被收容者から係官から粗雑に扱われているとの訴えが散見され、センターの方針で処遇レベルの低下かと危惧していましたが、処遇の責任者から「そのようなことはない」との発言

があり、少し安堵するとともに、しばらく様子を見る必要があります。要望についての回答は、ほぼ昨年同様で前進はありませんでしたが、要望6の「長期被収容者のストレス解消や心の癒しになるよう、カウンセリングの充実や、日本語など語学学習ができるような環境の整備など、被収容者のための行事などの実施をお願いします。」に関して「要望については、当センターの使用目的や保安上の問題により実現は困難」と回答しながらも、会場でのやり取りの中で、処遇責任者から「良い提案については、検討する」との発言がありました。これは従来では考えられなかったことです。薬物依存対策等何らか具体的な提案をできるよう当ネットワークの中の関係者で検討することも考えられます。

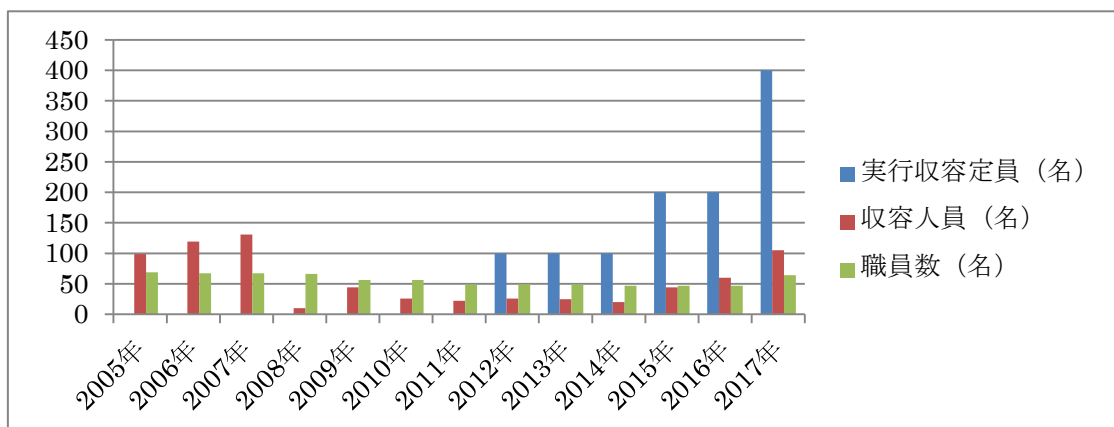
(3) 参加者の交流会

意見交換会の終了後に、昨年が続いて参加者の交流会を3時30分から5時前まで、カトリック植松教会2階で行いました。参加者は25名。ゲストを含むほとんどの参加者と、地元の教会関係者も参加しました。発言の多くが、仮放免の厳しき、医療面の処遇のこと、センター職員とのコミュニケーションのことでした。福岡の弁護士からは、昨年この場で話題に出ました弁護士による集団面会実施について、2018年1月11日に大村入管センターでは始めて、福岡弁護士会呼びかけで長崎等の弁護士も参加して、弁護士による一斉面会が行われる予定で、60人余りの被収容者が面会申込をしている、との報告がありました。法律による救済の機会が増えることは意義があります。

II 質問と要望への回答の主な特徴

1, 機能強化に転じた大村入管センター

(1) 被収容者数、実行収容定員、職員数、すべて増加



被収容者の数は、男性女性の合計で 2004 年約 300 名から 2007 年 131 名まで 100 名前後、2008 年に女子区廃止後男性のみで 10 名に激減し、2009 年 44 名から 2014 年 20 名まで 20 名台と少数安定し、西日本入管センター廃止を受けて 2015 年 44 名→2016 年 60 名と増加に転じました。実行収容定員も 2014 年まで男子区 100 名が 2015 年男子区 200 名に増加しました。一方職員数は 2005 年 69 名から女子区廃止後の 2009 年と 2010 年 56 名、2011 年からは 40 名台で変化がほぼなく、この直近 2 年の被収容者増に対して職員の手が回らないことが危惧されていましたが、2017 年は被収容者も 105 名に増加、実行収容定員も 400 名と増加、そして職員もほぼ 9 年ぶりに 64 名と増加しました。なお、職員の増加のうち被収容者と直接対応する処遇部門に何名が配置されたかは不明で、処遇部門の業務の改善にどの程度寄与するかは不明です。(注 1) 収容定員 800 名が 708 名に減った理由は確認していません。

2008 年女子区廃止のあと、東日本と西日本そして大村の 3 つの入管センターの統配合が検討され、2015 年に西日本入管センターが廃止となり、大阪や名古屋からの被収容者の移送に止まらず、2016 年には東京(品川)の各入国管理局からバスで被収容者 20 人余単位で移送がなされ、大村入管センターが全国的な中で運用されていることが明らかになっていましたが、職員増によって、センターの機能強化が明らかとなり、更に全国的な運用がなされることが予想されます。

(2) もう一つの機能

大村入管センターには被退去強制令書発付者でない入国者の収容という機能もあるようです。今回の意見交換会開催時にもマスコミ報道によると、複数県で発生した北朝鮮からの漁民の漂着の案件で、複数者を収容していることが推定されましたが、意見交換会では、北朝鮮籍あるいは国籍未確認の方の数字は一切公表されませんでした。被退去強制令書発付者でない入国者の収容については非公表を方針としていると思われます。(注 2) 大陸や朝鮮半島に近く、近くにある長崎空港には海上保安庁の飛行機も飛来でき、海上自衛隊 大村航空基地もあり、海にも面しています。これらは東日本入管センター(茨城県牛久市)にない地理的特性です。

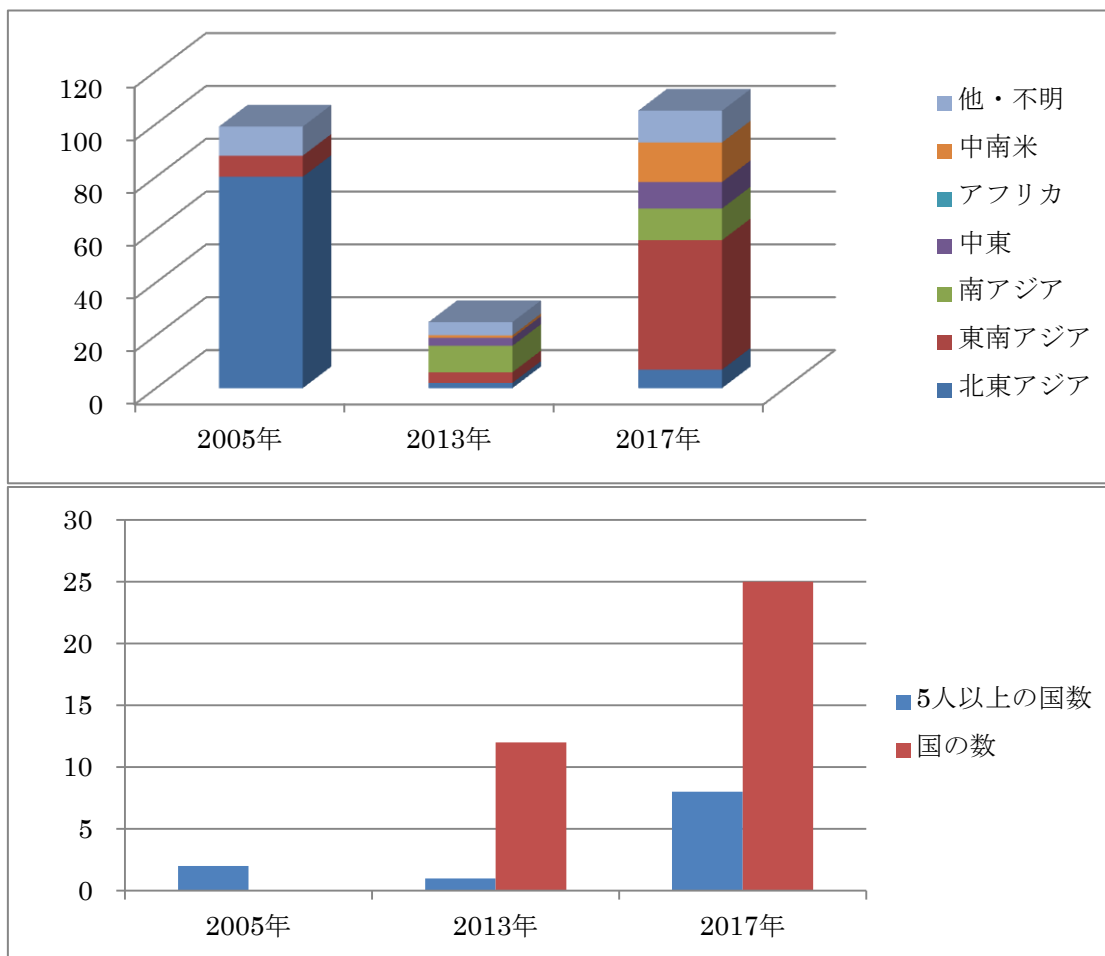
なお、当ネットワークでは、大村入管センターを難民の受け入れ施設としての活用を提案しております。

2, 東南アジアからの増加と国別の多様化、中年層の増加で年齢も多様化

(1) 国別割合—東南アジアが多数に、国も多様化

今年(10月末現在)の国別割合を 100 名規模収容の 2005 年と、20 名台規模収容の

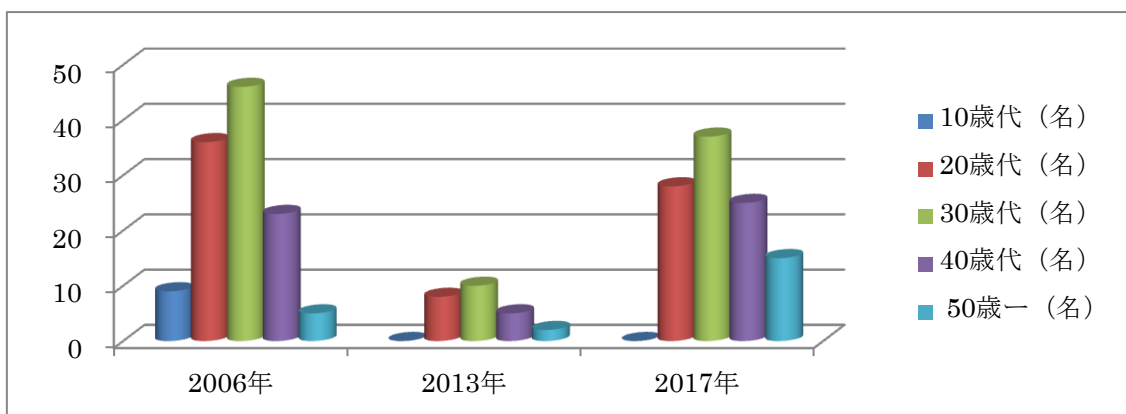
2013年と2017年を比較してみます。



2005年は99名（うち女性60名）中、5名以上の国は中国74名、韓国6名の2カ国のみ、ともに東北アジアでシェアは80%です。国の数は不明です。2013年は25名（すべて男性）中、5名以上はイラン6名のみで、全部で12カ国になり、地域別では東南アジア4名・16%、南アジア10名・40%、中東3名・12%、アフリカ5名・20%等です。2017年は105名（すべて男性）中、5名以上の国はベトナム21名、フィリピン13名、ブラジル12名、イラン9名、スリランカ7名、中国6名、ミャンマー6名、インドネシア5名の8カ国で、全部で25カ国に及んでいます。地域別では、東南アジア49名・46%、南アジア12名・11%、中東10名・9%、アフリカ9名・8%、南米15名・14%等です。10年余りで、中国を中心の東アジアから、東南アジア中心に移っています。また5名以上の国数、全部の国数ともに多様化しています。

(2) 年代別割合—40才代の増加

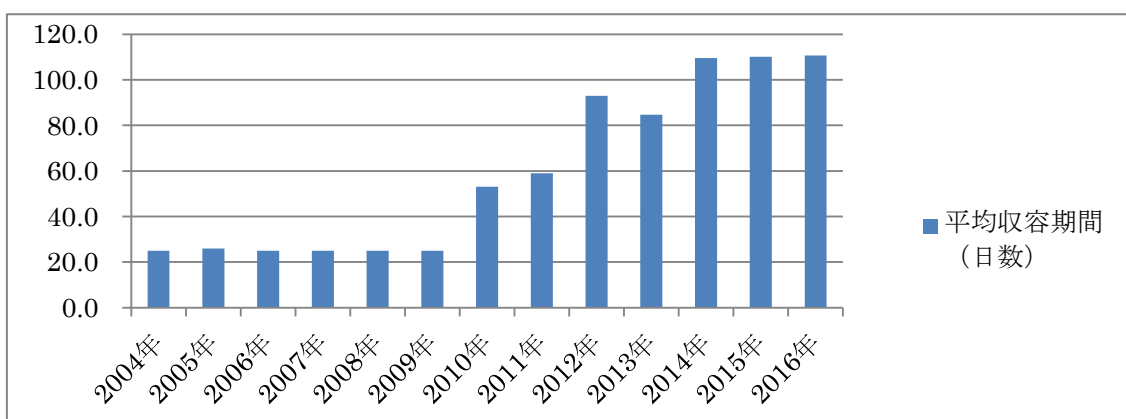
今年の世代別割合を、100名規模収容の2006年と、20名代規模収容の2013年と2017年を比較してみます。

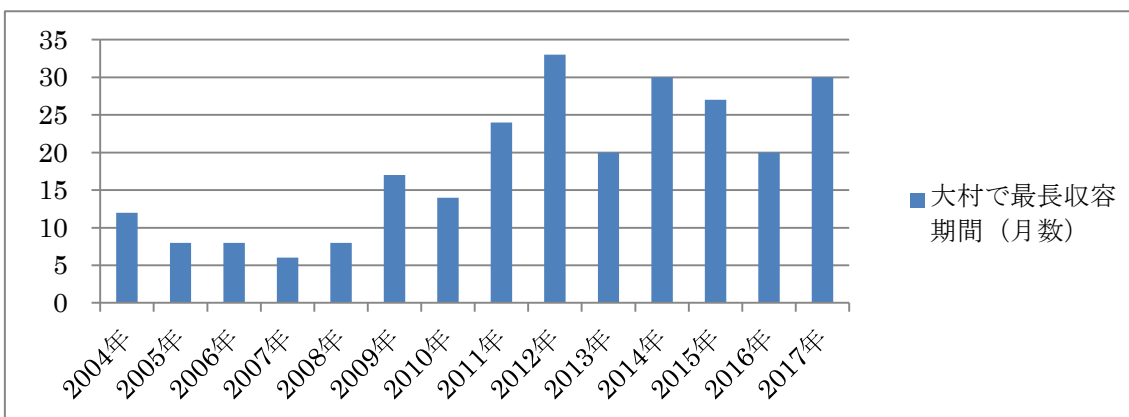
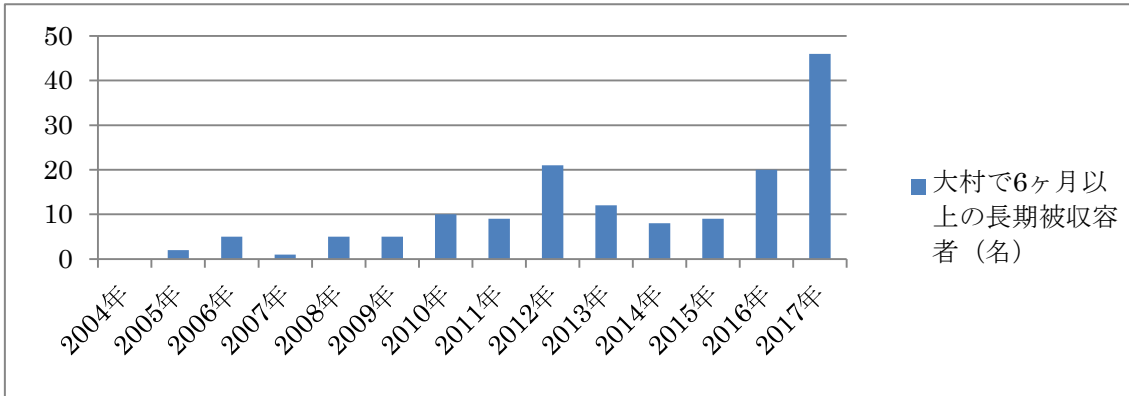


2006年は119名（うち女性78名）中、10才代9名、20才代36名、30才代46名、40才代23名、50才代以上5名で、40才未満が91名・76%、40才以上が28名・23%です。2013年は25名（すべて男性）中、20才代8名、30才代3名、40才代9名で、40才未満が11名・44%、40才以上が9名・28%です。2017年は105名（すべて男性）中20才代28名、30才代37名、40才代25名、50才代以上15名で、40才未満が65名・61%、40才以上が40名・38%です。10才代の収容は、2005年9名（うち女性7名）は驚きですが、2009年以降はありません。40才以上が23%→28%→2017年37%と増加しています。入国から年数がたって収容された人と、この2年くらい40才代くらいで入国の空港での難民申請した方が目立ってきたことによるかと思われます。（注3）

3. 仮放免の厳しさと自傷行為

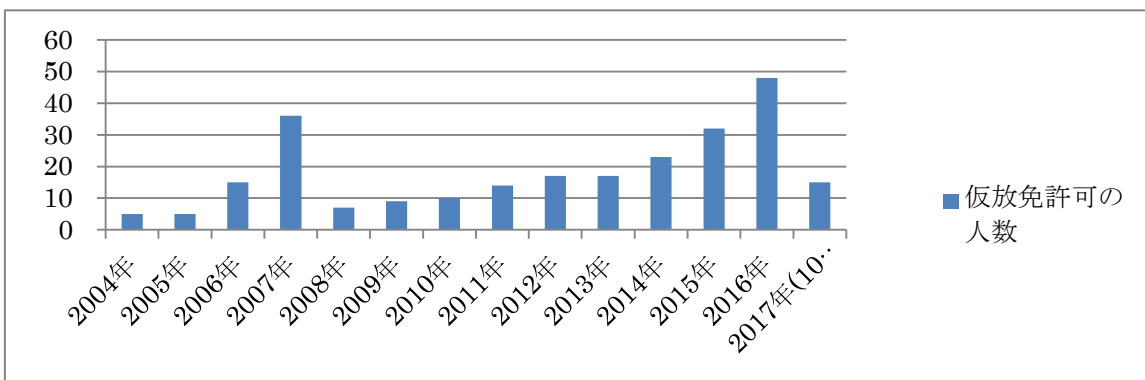
(1) 平均収容期間、最長収容期間期収容者とともに長期化





まず収容状況を見ますと、平均収容期間は、2005年は26日、2010年は53.1日で、2014年109.6日、2016年は110.6日と長期化しています。大村での最長収容期間は、2005年は8ヶ月、2009年1年2ヶ月と1年を超え、2011年約2年、2017年は約2年6ヶ月とこれも長期化しています。大村の前の入管による収容から通算すると5年を超える人が1名います。大村で6ヶ月以上の長期被収容者は、2005年2名、2010年10名から、2017年(10月末)46名と増加し、被収容者の半数近くの方が6ヶ月を大村で収容されていることとなります。

(2) 仮放免者数の激減

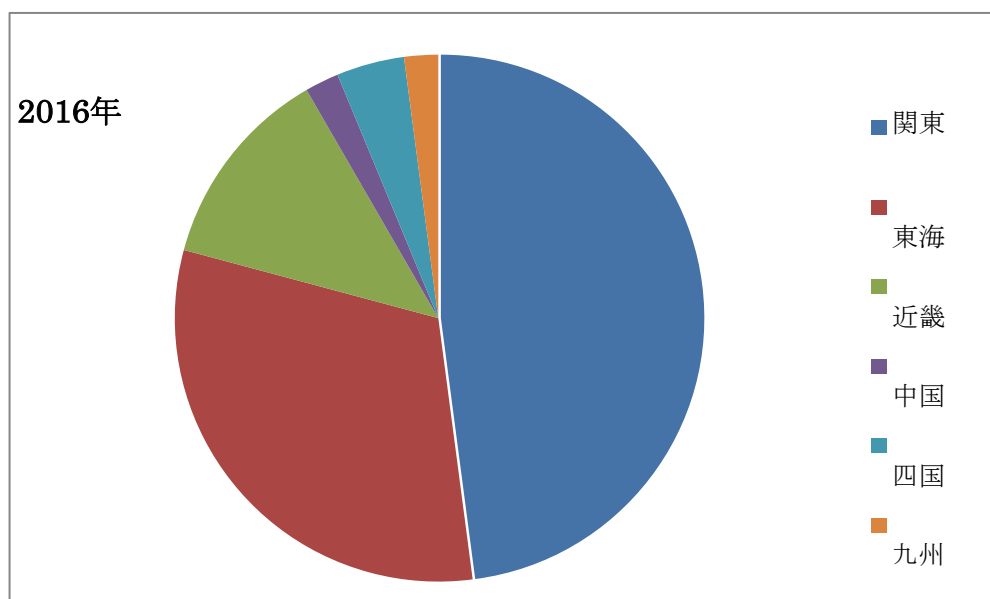


次ぎに仮放免許可について見ます。2005年5件から2016年48件と増加してきましたが、2017年（10月末）で15件とかなり厳しい数字になっています。昨年4月に所長が交代して以降、仮放免が厳しくなっています。2017年の15件の中には、帰国準備のための仮放免も含まれると考えられます。（注4）

（3）仮放免不許可の影響

仮放免の許可が従来より厳しくなったことにより、失意の中で帰国する人も急増していますが、帰国を拒否している被収容者の中には、ストレスが溜まり、他の被収容者とのけんかや、職員の制止を振り切り、暴行で逮捕され、センターに戻らないケース、悲観して自傷行為に及ぶケースも複数出ています。（注5）なお、昨年までは、トラブルによる警察案件と逮捕者数を過去5年間回答してきましたが、今回は「回答を控える」と後退しました。

（4）仮放免後の居住地は、関東、東海が大半



仮放免の指定住所地の地方別については、2012年17件中東海11件64%、2013年からは関東6件・35%で、関東がトップになっています。2016年には48件中23件・47%です。

被収容者への帰国の圧力が強まる中で、日本で日本以外の国の女性と知り合い、子どもを設けた人が、子どもだけを連れて母国に帰る選択をせざるを得なくなった人もいます。（注6）入管センターの被収容者への帰国圧力は、結果的に家族をも引き離すところまで行われており、国際人権条約に照らしても由々しき問題と思われま。

なお、当ネットワークでは、難民認定申請者、日本に妻子などの家族を持つ人、医療的なケアが必要な人、6ヶ月以上の長期被收容者については、仮放免を許可するよう要望しています。

4, 処遇面での一定の改善

(1) 運動時間が2.5時間に延長、移動は「連行」から「自由」に

処遇状況	2017年(10月末)
1部屋の定員	10名
1部屋の平均收容人数	4-5名
運動時間	5月より、1時間から2時間半に。移動は「自由」
入浴	途中中断なく、10時-16時半実施
洗濯等	土日も含む毎日。衣類の洗濯。(午前9時から午後5時までの解錠時間帯は、設置されている自動洗濯機で毎日可能)
被收容者の宗教、病気等を考慮したパターン等	約30種類
收容区内の開放(解錠)処遇	平日午前9時-午後5時

大きく変わったのは、5月から運動時間が実質1時間から2時間半になり、3階の居住区から1階の運動場までの移動も、職員による「連行」ではなく、3階の居住区から指定の階段を使って1階の運動場に被收容者自身が自分の意思で、2時間半の中ならいつでも出入りしていいことになったことです。これは職員の業務削減にもなります。仮放免を厳しくしたことにより被收容者のストレスはかなり高まっていますが、これを和らげること、けんかや自傷行為の減らすことを狙っているきらいもありますが、運動時間の拡大、運動場への移動の「自由」は、評価できます。

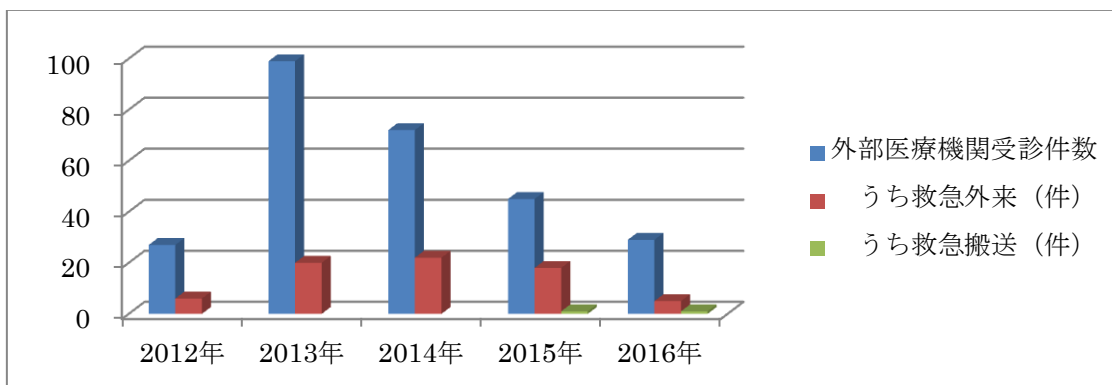
また食事パターンも昨年18種類から約30種類に増えています。

(2) 医療体制は基本的に変わらず

医療体制	2017年(10月末)
医師	内科、消化器科の医師2名が非常勤体制で、月、水、金の週3回午前勤務)
看護師	常勤2名
薬剤師	0名(常勤医が行う)

歯科医師	歯科医師 1 名が非常勤で、毎週金曜日午前中の週 1 回)
放射線技師	0 名 (常勤医が行う)
臨床心理士	1 名が非常勤で月 2 回午後勤務

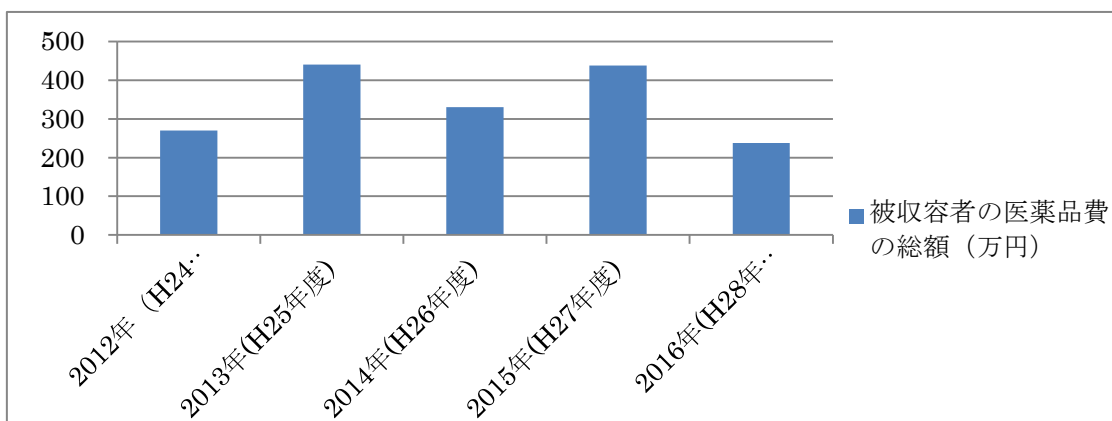
なお、医療面の処遇では、被収容者との面会の際に、係官から医師による診察の申出を蔑ろされたとの声を聞くことが何件かあり、医療面の処遇レベルの低下か？と危惧する向きもありましたが、処遇の責任者から「係官が医師による診察の申出を蔑ろにすることはない。」、救急時の対応について「大村で死者を出したことはない。」と自負とも取れる発言があり、少し安堵しました。



外部医療機関の受診件数のうち救急外来受診は、2013年の99件中20件から、2016年29件中5件、2017年(10月末)19件中なしと減少しています。被収容者数が増加していることを考えると、かなりの減少になります。(注7) 基本的に大きな問題はないと思われませんが、ゆっくり進行する病気への対応等で不備を指摘する声もあり、今後とも様子を見ることにしています。

ちなみに今回初めて非常勤の医師2名の派遣元が国立病院機構長崎医療センターであることが明らかになり、今後とも地域医療との連携をはかることが表明されました。

被収容者の医薬品費の総額の実績は、2013年(平成25年度)の440万円から基本的に減少傾向で、2016年(平成28年度)約238万円、2017年(平成29年度10月末現在)約137万円となっています。



その他

・宗教行事については、月1回柚之原牧師らが、カウンセラー室でキリスト教の宗教行事を集団として行っています。またイスラム教の行事については、いまのところ集団での実施希望はなく、ラマダン期間中に食事の給食時間の変更を実施しているのが9名となっています。(注8)

・被収容者中の性的マイノリティー、人身売買被害者と疑われる人、については、それぞれ該当なしとなっています。

(注1) 収容区(居住区)は、A2つ、B2つに、新たにDの2つが加わり合計6つあるようです。

(注2) 2011年11月28日の第8回意見交換会の会場での質疑で「脱北者9名の入管センターでの保護」についての質問に、「仮上陸許可や一時庇護許可の指定住所になっているため、・・・被収容外国人が暮らす収容等以外の施設内で保護。面会や差入れなどについては、安全上、保安上の理由から認めていない。」との回答からも伺えます。

(注3) 面会による印象では、一定の期限で帰国を前提とする在留資格(「留学」、「技能実習」)からの離脱、特に日本語学校に所属する留学生が、進学に必要な資金を用意できないことなどの理由で日本語学校を離脱して、オーバーステイ違反等で収容されるケースがベトナム国籍者に増えています。また観光ビザで入国し、或いは目的国までの経由地として空港等で、母国での借金によりギャングに殺される恐れがある等の理由で難民申請して6ヶ月間経過後就労できる特定活動の在留資格を許可されるが、この6ヶ月を待たず働いたことを発見されて収容されるケースも東南アジアの国籍者に増えています。元の在留資格がない人、短期滞在、留学、技能実習の人は、難民認定或いは人道的配慮で特別在留許可される場合以外は、仮に仮放免が許可されても、その後の再審情願と一連の在留特別許可の対象の該当する在留資格が見当たらない、厳しいケースと思われます。

なお、技能実習先から離脱して収容されたケースでは、職場(実習機関)から離脱した理由の中に、職場でのパワハラ・差別、労災隠し、単純労働、賃金搾取等本人の理由によらない場合も多く、違法滞在・違法就労を調査する入国警備官による職場離脱理由の丁寧な取材と職場への対処、被収容者への弁護士等による法律的な支援が必要です。

(注4) 所長交代後の同年4月から10月までの日本国内での居住を前提とする仮放免は、5件にも満たないと考えられます。帰国準備も含めて仮放免の保証金の金額も50万円等従来よりかなり高くなっています。

(注5) 面会活動をする人たちも自傷行為とけんか等に及びそうな人については、特に配慮して頻繁に面会するようにしています。

(注6) 大村から仮放免で出て九州に在住する被仮放免者の中にも、日本人女性との結婚届も受理されているにも関わらず、再審情願を取りあわず、仮放免の打ち切り=収容の脅しがあり、やむなく帰国したケース1件、これから帰国するケース1件を確認しています。

(注7) 面会でも大方の被収容者からは、医療面での不満はあまり出ておらず、現在の体制によりそれなりの処置が行われていると被収容者も受け止めているものと推測していますが、個別には、大村入管センターの対処に問題があるのでは、と思われるケースもあります。

(注8) この集計とは別に被收容者の何名かは、ほぼ毎日収容区の自分の部屋で個人で決まった時間にメッカに向かって祈りをしていると聞いています。

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州のホームページ

<http://snwm-netwrokkkyushu.jimdo.com/> (アドレスの綴りは **work** ではありません)

閲覧できる資料

- ・2017 大村入管センターへの質問と回答
- ・2017 大村入管センターへの要望と回答要旨

(著作権について)

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州の発表資料、ウェブサイトに含まれる文章、画像、各種ファイルの著作権は、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州が保有しています。

無断で転載や複製を行うことを禁じます。